

京都市告示第702号（平成29年3月31日）

（ 改正 令和 6年 3月29日 京都市告示第708号
改正 令和 7年 3月27日 京都市告示第777号 ）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第10条の規定に基づき次のとおり定め、告示します。

京都市長 門 川 大 作

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 上記1業務の開始の日

平成29年4月1日

（都市計画局建築指導部建築審査課）